

東播磨地域づくり活動応援事業

～令和5年度 補助のご案内～

一般枠・SDGs推進枠



★ 募集期間 ★

令和5年4月3日（月）～4月28日（金）

※当事業は兵庫県議会において「令和5年度予算案」が議決されることが前提となります。

兵庫県東播磨県民局

1 補助の概要

(1) 対象事業

① 一般枠

次のア～エの要件を満たす事業。

(要件)

ア 地域社会の共同利益の実現に向けて、地域団体が主体的に実施する事業

イ 主として東播磨地域の活性化又は課題解決につながる事業

ウ 総事業費が10万円以上の事業

エ 令和5年4月3日(月)～令和6年2月18日(日)の期間に実施され、完了する事業

② SDGs推進枠[新設]

SDGs(=持続可能な開発目標)に関する取り組みで、上記ア～エの要件を満たす事業。

SDGsとは？

国連で採択された、持続可能な社会を実現するための17の目標のこと。

詳しくは国際連合広報センターのホームページへ→



対象外 事業	<ul style="list-style-type: none">・ 財産の形成又は営利を目的とする事業・ 宗教活動又は政治的活動を目的とする事業・ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業・ 単に趣味、会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求を目的とする事業・ 継続的な地域の行事・祭りなど従来から実施している既存事業 (新たな取組を加えることにより活動の広がりが認められるものを除く。)・ 同じ内容に対して、国、兵庫県(兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。)、市町から補助金・助成金を受けている事業や当該行政機関等からの委託事業(花の種子や苗木等の現物補助を除く。)
-----------	---

(2) 対象団体

次のア～カの要件を満たす地域の団体

(要件)

ア 東播磨地域の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること、

または活動しようとしていること

イ 規約や代表者を決めていること

ウ 活動を行う地域住民が自由に参加可能であること

エ 営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とした団体又は法人でないこと

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と

密接な関係にある団体または法人でないこと

カ その他、公共の福祉に反する活動を行う団体又は法人でないこと

なお、本事業に採択された場合は、「東播磨地域ビジョン 2050」で掲げる将来像の実現に向けた活動を行う団体である「東播磨地域ビジョン推進チーム」として登録させていただきます。

東播磨地域ビジョン 2050 はこちら→



(3)補助金額 1件あたり、25万円以内（補助額は万単位）

※ 応募件数や審査結果により、不採択や減額の場合がありますのでご了承ください。

（参考：令和4年度実績） 応募団体数：35団体

(4)対象経費 応募事業を実施するにあたっての直接的な経費

	補助対象経費	補助対象外経費
謝金	・講師謝金(上限3万円/回) ・その他(一時保育、出演者等)謝礼(上限1万円/回)	・講師等への謝礼で左記上限を超える分 ・団体構成員、協働の相手方の人件費
旅費	・講師旅費：自費弁償かつ上限3万円/回	・団体構成員、協働の相手方に対する交通費(駐車料金も含む)
印刷費	・印刷製本、事業チラシ、会議資料印刷代等	・団体が行う経常的な会議等に係る印刷費
消耗品費	・文具代、活動に資する資材	・備品購入費 ※備品：当該年度補助事業終了後も引き続き保有、使用し得るもの、または取得価格10万円以上のもの ・模擬店等において、売ることを目的とした物の材料費 ・参加者への記念品・景品代
通信費	・郵便切手代、郵送料等 (事業期間内に使用したことが確認できるもののみ)	・電話代(携帯電話機器のリースも含む)
保険料	・イベント保険料、ボランティア保険料等	・左記のうち、契約期間終了後に精算し、返還された分
使用料	・会場施設使用料 ・バス借り上げ料(上限2万5千円/台)	
委託料	・会場設営・撤去、音響・照明、運搬等、事業に必要な業務を専門業者に委託する経費	・委託の相手方が実施団体メンバーのもの
食糧費	・事業遂行上、特に必要と認められるもの	・弁当、飲料、茶菓代、販売目的の食材費等
その他	・事業実施のために必要な経費として、県民局長が適当と認める経費	・団体が行う経常的・日常的な活動経費や維持運営費 ・領収書がない等使途不明なもの

2 応募方法

(1)募集期間 令和5年4月3日(月)～4月28日(金)

(2)応募書類

応募書類は、東播磨県民局で配布しているほか、東播磨県民局ホームページからダウンロードすることができます。

また、裏面問い合わせ先に返信用切手(94円)を送付いただければ、応募書類を郵送します。

※ 令和5年4月から6月の間に事業に着手する場合は、「事前着手届」を提出してください。

(3)提出先

東播磨県民局地域振興室県民課

※ 受付時間：平日9時～17時(12時～13時を除く)

※ 提出は原則持参とします。受付時に応募内容について聞き取りを行います。

必ず事前に来庁日時を電話にて予約いただきますようお願いいたします。

3 補助金の決定方法

書類審査、公開審査を経て、補助団体及び補助金額を決定します。

(1) 応募事業公開発表会(6月実施予定)

プレゼンテーション(事業説明、各団体5分程度)をもとに、審査を行います。

(2) 審査のポイント

- ・ 具体的な事業計画で実現可能か
- ・ 地域住民の幅広い参画を促す取り組みか
- ・ 多様な団体と協働しているか
- ・ 地域的な広がりがああるか(小学校区域 → 市町域 → 東播磨地域 → 県域)
- ・ 新たな取り組みがあるなど創意工夫があり、他団体のモデルとなるような事業か
- ・ 次年度以降の活動のパワーアップが期待できるか など

4 その他

(1) 実績報告書の提出

事業完了後14日以内に、実施報告書を提出してください。

提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(2) 補助金の支払い

提出された実施報告書を確認のうえ、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込みます。

なお、必要と認められる場合には、前払いを行います。

(3) 事業報告会への参加

補助を受けた団体は、「事業報告会」(令和6年3月開催予定)において、取組の内容や成果を発表していただきます。

また、補助事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、ホームページや兵庫県広報誌、事例集等で紹介させていただきます。



《お問い合わせ先》

兵庫県東播磨県民局県民課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

TEL : (079) 421-9290 (直通)

FAX : (079) 424-9977

《HP》「東播磨地域づくり活動応援事業」で検索！

